亀山市選挙管理委員会告示第４４号

令和７年７月２０日執行の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の場所及び設置期間を次のように定めたので、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４８条の２第６項による読替後の同法第４１条第１項の規定により告示する。

令和７年７月３日

亀山市選挙管理委員会
委員長　山　内　秀　喜

＜期日前投票所の場所＞

１　亀山期日前投票所　　亀山市役所　１階　小会議室

２　関期日前投票所　　亀山市関支所　１階

＜設置期間＞

令和７年７月４日（金）から同月１９日（土）まで